



福井労発基 0527 第 8 号  
令和 8 年 5 月 27 日

公益社団法人福井県労働基準協会 会長 殿

福井労働局長



「賃上げ」支援助成金パッケージの周知について（協力依頼）

日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、保障するセーフティネットとして、産業・職種を問わず全ての労働者に適用されています。

現在の福井県最低賃金は時間額 1,053 円（令和 7 年 10 月 8 日から適用）であり、今年度におきましても夏頃を目処に最低賃金の引上げにむけた審議が行われる中、事業者の皆様が継続的に賃上げできる環境づくりを政府一丸となって取り組んでいるところです。

そこで、厚生労働省としましては、今年度も生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援するため、「賃上げ」支援助成金パッケージによる支援を推進します。

つきましては、賃金引上げの一助として、別添のとおり、「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」「人材確保等支援助成金」を御案内いたしますので、貴会員（貴組合員）への周知について御協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、メール、ホームページ等での掲載例文を作成しましたので、昨年同様、情報発信に御利用ください。掲載例文にも記載のとおり、今年度の業務改善助成金交付申請の受付開始日は「令和 8 年 9 月 1 日」となっておりますので、周知の際に御留意願います。

【担当】

福井労働局労働基準部  
賃金室 矢村、三崎  
電話 0776-22-2691